

職 所 属	氏 名	年 月 日	身 分 証 明 書
	鹿 見 島 県 知 事		⑨

地域人口の急速に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律

(報告徴収及び立入検査)

第十二条 都道府県知事は、この法律の施行に関し、必要な事項を、その報告の請求を履行するに必要とならざる限り、職員の職務上、若しくは関係者に対し、

2 関係者に提示しなかりば、検査をしない職員は、その身分を示す証明書を携帯し、

3 と解する項の規定は、立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと